

壱岐市農業委員会定例会（令和6年8月）
議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日（月）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 14名
4. 欠席委員 ・番・・委員 ・番・・委員 ・番・・委員 ・・番・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
 - 第2. 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第37号 非農地証明願について
 - 議案第38号 令和6年度農用地利用集積計画の承認について（第3回）
 - 議案第39号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）（案）の要請について
 - 議案第40号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）（案）の要請について
7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります。只今より令和6年8月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・委員さん、・番・・委員さん、・番・・委員、・・番・・委員から欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中15名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を谷島会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第34号の「農地法第3条の規定による許可申

請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　　はい、1頁をお願い致します。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、4件あがっております。受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件の売買、1件の贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業歴などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

39番 土地の所在

郷ノ浦町小牧西触　字榎　・・・番・　地目　田　面積　306m²

譲渡人　・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・

経営地面積は、田が3787m²、畠が3001m²、計6788m²です。

申請理由

譲渡人　高齢のため、後継者へ生前贈与する。

譲受人　譲渡人の要望により、受贈し耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、耕運機を所有されてあります。

農作業歴は本人が8年、母が70年です。

通作距離については、5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないとの判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の母親である譲渡人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明は、担当の檍尾委員が本日お休みされましたので、事務局から補足説明をお願いします。

事務局　　はい。・・委員が急遽定例会を欠席されまして、委員より補足説明を預かっておりますので代読します。

事務局の説明の通り、8月20日に現地確認を致しました。親の農地を息子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号39番は決定します。

続きまして、40番の説明をお願い致します。

事務局 1頁をお願いします。

40番 土地の所在

郷ノ浦町大原触	字後原	うしろはら	・・・番・	地目	田	面積	998m ²
同じく			・・・番・	地目	田	面積	860m ²
同じく			・・・番・	地目	田	面積	130m ²
同じく			・・・番	地目	田	面積	307m ²
同じく			・・・番・	地目	田	面積	989m ²
同じく			・・・番・	地目	田	面積	1074m ²
同じく		あざしものくち	字下口	992番1	地目	畠	面積 2605m ²

譲渡人 ・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・

経営地面積は、田が6716m²、畠が4179m² 計10895m²です。

申請理由

譲渡人 後継者に生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン、ハーベスター、稻刈機を所有されてあります。

農作業歴は本人が3年です。

通作距離については、200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の祖父である譲渡人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月20日に現地確認を致しました。

祖父所有の農地を、お孫さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号40番は決定します。

続きまして、41番の説明をお願い致します。

事務局 2頁をお願いします。

41番 土地の所在

郷ノ浦町大原触しものくち 字下口 993番1 地目 田 面積 1027m²

譲渡人 ······

譲受人 ······

経営地面積は、田が6716m²、畑が4179m² 計10895m²です。

申請理由

譲渡人 現在の耕作者へ売却する。

譲受人 買い受け引き続き耕作する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン、ハーベスター、稻刈機を所有されてあります。

農作業歴は本人が3年です。

通作距離については、200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の祖父の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月20日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんが、今まで申請地にお米を作つてあります、引き続き耕作して行くとの事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号41番は決定します。

続きまして、42番の説明をお願い致します。

事務局 2頁をお願いします。

4 2番 土地の所在

芦辺町諸吉本村触	字若宮	・・・番・	地目	畠	面積	630m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	633m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	763m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	1691m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	929m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	1801m ²
同じく	字大久保	・・・番・	地目	畠	面積	1710m ²
譲渡人		・・・・・・・・				
譲受人		・・・・・・・・				

経営地面積は、田が10935m²、畠が4802m² 計15737m²です。

申請理由

譲渡人 現在島外に転出し離農したため、現在管理中の父へ贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、田植機、トラクター、モア、ジョブソン、ハーベスター、コンバインを所有されてあります。

農作業歴は本人が60年、妻も60年です。

通作距離については、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、イチゴ、メロン、胡麻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響がないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。申請地については、今後、現在、農業研修中の次女又は二男に譲り渡す予定だそうです。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。事務局の説明通りで8月20日に譲受人の・・さんと現地確認を行いました。

譲渡人の・・さんが、離農して島外に転出したため、父親である・・さんに当該農地を譲り渡すというものです。

子から親への贈与という非常に稀なケースではございますが、島外転出ということで今後、農業研修中の娘さんか二男さんに譲り渡す予定ということなのでやむを得ないと思われます。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号42番は決定します。
続きまして、議案第35号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　はい、3頁をお願いします。

議案第35号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

11番　土地の所在

郷ノ浦町有安触　字宮山　・・・番・　地目　畠　面積169m²

転用目的　簡易宿泊施設

譲渡人　・・・・・・

譲受人　・・・・・・

申請理由　現在、大阪にて事業を行っているが、新規事業として、申請地を借受けグランピング施設を整備したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、賃貸借です。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和6年6月19日に完了しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、4頁から6頁です。令和6年2月25日の農振地域除外時に・・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

事務局　　はい。この案件も担当の・・・委員が欠席ですので事務局より代読します。

事務局の説明の通り2月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

申請地は、・・・の妻・・・さんの親名義農地であり、自然豊かで、サテライトオフィス及びグランピング環境として最適な場所ということあります。合併浄化槽も整備される予定であるので、周辺農地には、影響はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第35号11番は意見を付して進達します。続きまして、12番の説明を求めます。

事務局　　はい、3頁をお願いします。

12番　土地の所在

郷ノ浦町志原西触　字加納　・・・番・　地目　畠　面積296m²

転用目的　一般個人住宅

譲渡人　・・・・・・

譲受人　・・・・・・

申請理由　現在、借家に母と住んでいますが、結婚を機に申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和6年6月19日に完了しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、7頁から9頁です。令和6年2月25日の農振地域除外時に野元委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り2月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

本人に昨日電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第35号12番は意見を付して進達します。続きまして、議案36号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願い致します。議案第36号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画について、次のとおり計画変更承認申請書が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町有安触 字宮山 ・・・番・ 地目 畑 117m²

郷ノ浦町有安触 字石掛 ・・・番・ 地目 畑 478m²

当初計画 事務所兼駐車場用地 所要面積 595m²

変更計画 駐車場用地 所要面積 595m²

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 令和6年3月15日付けで転用許可を受けた事務所兼駐車場用地を事業計画の変更により駐車場用地へ変更申請を行います、ということです。

当初は、事務所兼駐車場として計画していたが、隣接地の宅地に事務所を建設することができるようになったため、駐車場用地に変更するものです。

位置図、写真、配置図は、11頁から13頁です。

農用地区域外の折に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。また、本案件は、先ほど説明しました、議案第35号11番の・・・・・・・の5条申請の分と一体利用であります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

事務局 はい。担当委員が欠席ですので事務局より代読します。

事務局の説明の通り2月定例の折に審議し、3月に農地法第5条の許可を受けた案件であります。・・の・・氏は、申請地に隣接する宅地に事務所の建設場所を変更するとともに、同施設にカフェを開設することとなり、駐車場スペースを拡大するということであります。

周辺農地には影響はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第36号1番は、意見を付して、進達致します。続きまして、議案第37号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　　はい、14頁をお願い致します。議案第37号「非農地証明願について」、次のとおり申請があつたので、調査審議の上決定の要がある。

3番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触　字加納　・・・番・　台帳地目　畠
現況地目　農地　面積　432m²

転用目的　農業用施設

申請人、・・・・・・・・

申請理由　願出地は、平成11年頃に牛舎を建設し、現在に至っている、ということでありまして、非農地化から20年以上経過している、というものです。

位置図は15頁です。

8月20日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　担当の・・です。

只今、事務局から説明があつた通り、20年以上前に山のようになっていたところを、とても畠とは思えないような区別がつかないところに牛舎を建設されたようです。お孫さんも今後牛舎を建てようと計画があって頑張っておりますので、何ら問題はなかったという事ですので皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第37号は決定いたします。

続きまして、議案第38号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について(第3回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局　　はい、16頁をお願いします。

議案第38号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について」今年度3回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は24件、借り手が17人、貸し手が23人です。田が29筆、32,196

m^2 、畑が22筆で20, 334 m^2 、合計51筆で52, 530 m^2 となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、17頁から18頁に掲載を致しておりましたので、よろしくお願ひします。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、ご異議がないようですので、議案第38号は、決定します。

続きまして、議案第39号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第40号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第39号と議案第40号は一括して説明させて頂きます。19頁をお願い致します。

議案第39号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

20、21頁をご覧ください。令和6年8月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、19頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定については、10年間の田の新規が7筆で10, 224 m^2 、更新が1筆で3, 046 m^2 、同じく畑の新規が1筆で1, 004 m^2 、合計が9筆14, 274 m^2 であります。使用貸借権設定については、10年間の田の新規が3筆で7, 184 m^2 、更新が8筆で5, 047 m^2 、同じく畑の新規が3筆で4, 659 m^2 で使用貸借権設定の合計が16, 890 m^2 であります。

続きまして、22頁をお願い致します。議案第40号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

23、24頁の令和6年8月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありますて、再度22頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、

議案第39号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第39号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第40号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】

議長　　それでは、ご異議がないようですので、議案第39号と議案第40号は原案のとおり決定しその旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局　　事務局からのその他の件ですが、

- ① 9月の定例会の日程 → 令和6年9月25日(水)午前9時～
- ② 令和6年度地区別農業委員会委員研修会日時

　　令和6年9月19日木曜日 14時～ 壱岐の島ホール 中ホール

- ③ 地域計画 協議の場 箱崎地区先週8/22完了 9/11那賀地区予定
その後、田河地区、石田地区。農林課より通知を送付する予定。

- ④ 農業者年金の推進 9月の定例会の時に報告書の提出。

議長　　他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。